作成日　2019年8月1日

「明治安田米国中小型成長株式ファンド」
～第15期決算　分配金のお知らせ～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
「明治安田米国中小型成長株式ファンド」は、2019年7月31日に第15期決算を迎えました。
当期における分配金を900円（1万口あたり、税引前）としましたので、お知らせ致します。

第15期分配金　（1万口あたり、税引前）　**900円**

＜設定来の基準価額・純資産総額の推移＞

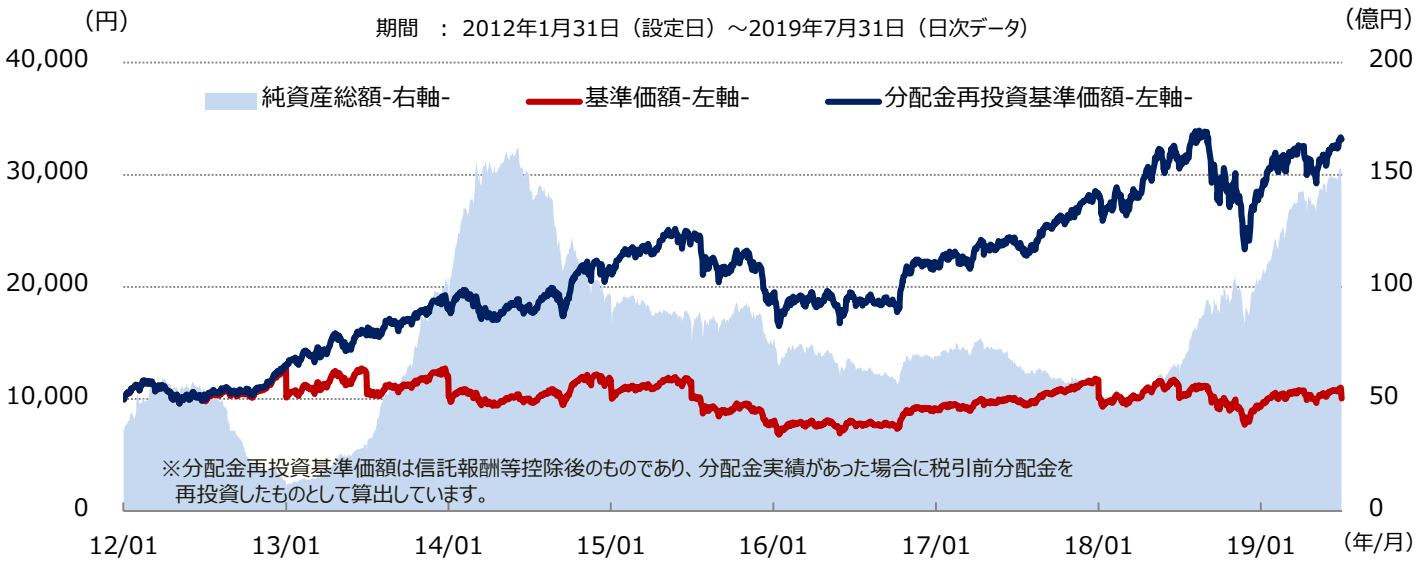

＜分配金の実績（1万口当たり、税引前）＞　（2019年7月31日時点）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期～第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	設定来累計
200円	2,500円	2,000円	2,000円	100円	1,500円	1,500円	0円	1,500円	900円	0円	900円	13,100円

※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

＜ファンドの概要等＞

設定日	2012年1月31日
決算日（年2回）	1月31日,7月31日 （休業日の場合は翌営業日）
基準価額	10,046円
純資産総額	140.06億円

＜基準価額の騰落率＞

1カ月前比	5.56%
3カ月前比	2.09%
6カ月前比	16.72%
1年前比	8.60%
3年前比	73.27%
設定来	231.61%

※基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。
※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド
（追加型投信/海外/株式）

ファンドの特色

◆ 明治安田米国中小型成長株式マザーファンドを通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
◆ 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
◆ マザーファンドの米国中小型成長株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
◆ 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

分 配 方 針

◆ 年2回（1月、7月の各31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）

基準価額の変動要因

明治安田米国中小型成長株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主 な 変 動 要 因

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
流動性リスク	株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

明治安田米国中小型成長株式ファンド
（追加型投信/海外/株式）

手続・手数料等　（詳しくは最新の投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください）

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （基準価額は１万口当たりで表示しています。以下同じ。）※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して５営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込の受付を行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2012年１月31日から2022年１月31日
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	１月31日および７月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年２回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**3.24%(税抜3.0%)＊**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 ＊消費税率が10%となった場合は3.3%（税抜3.0%）となります。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に対し、**年2.052%（税抜1.9%）＊**の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。
＊消費税率が10%となった場合は年2.09%（税抜1.9%）となります。

＜内訳＞

配分	料率（年率）
委託会社	1.242%（税抜1.15%）
販売会社	0.756%（税抜0.7%）
受託会社	0.054%（税抜0.05%）
合計	**2.052%（税抜1.9%）**

【消費税率が10%となった場合】

配分	料率（年率）
委託会社	1.265%（税抜1.15%）
販売会社	0.77%（税抜0.7%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）
合計	**2.09%（税抜1.9%）**

＜内容＞

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

※アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬の中から支払われ、その報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し年0.75%の率を乗じて得た額とします。

	その他の 費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0108%（税抜0.01%）＊を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。 ＊消費税率が10%となった場合は年0.011%（税抜0.01%）となります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。普通分配金に対して ･････････････････････････････20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して･･･20.315%

・上記は2019年2月末現在のものです。
・少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問合わせください。
・法人の場合については上記と異なります。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

委託会社その他の関係法人の概要

■ 委託会社（委託者）　明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第405号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
[電話番号] 0120-565787（営業日の午前9時～午後5時）
[ホームページアドレス] http://www.myam.co.jp/
・ファンドの運用の指図等を行います。

■ 受託会社（受託者）　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
・ファンドの財産の保管および管理等を行います。

■ 投資顧問会社　アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

■ 販売会社　以下の『販売会社一覧』をご覧ください。

販売会社一覧

●お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下販売会社へお申し出ください。

販売会社名		登録番号	加入協会					備考
			日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行								
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○					
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○					
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○			○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○					
株式会社静岡中央銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第15号	○					
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○					
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○					
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第40号	○					
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○					

販売会社一覧

●お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下販売会社へお申し出ください。

販売会社名		登録番号	加入協会					備考
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
銀行								
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社）	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○			○		
株式会社三菱ＵＦＪ銀行（委託金融商品取引業者 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）（インターネットトレードのみ）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第5号	○		○	○		
証券会社								
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○	○		○		
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○		
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第188号	○					
髙木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○					
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○					
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第6号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○		○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○					
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○		○		
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2336号	○	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○		
信用金庫								
金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第15号	○					
信金中央金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第258号	○			○		*
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○					

＊信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関　（信用金庫）の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

明治安田アセットマネジメント

◆ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

【当資料に関してご留意いただきたい事項】

◆ 当資料は、明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。

◆ お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

◆ 当資料の運用実績などは、過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は、資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。

◆ 当ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

◆ 投資信託への投資にあたっては、購入時手数料のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用（信託報酬）、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。

◆ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。